

参考資料 1

那須御用邸用地の概要及び所管換予定地等について

宮 内 庁
環 境 省

1 那須御用邸の概要

(1) 所在地

栃木県那須郡那須町大字湯本 2 0 7 - 1 外

(2) 沿革

那須御用邸は、大正 1 5 年に那須高原の中腹（海拔 5 7 0 メートル～ 1 , 4 2 0 メートル）に設置された。

現在、天皇皇后両陛下を始め皇族方の御静養等の場として使用されている。

(3) 土地面積

約 1 , 2 0 0 ヘクタール

(4) 建 物

本 邸

附属邸

御休所

おうめいてい ちょうくうてい せいしんてい
嚶鳴亭、澄空亭、清森亭

2 所管換する区域の概要

今回、宮内庁から環境省に所管換する区域は、以下のとおりである（別紙参照）。

(1) 所在地

栃木県那須郡那須町大字湯本外

（那須御用邸用地北側地区及び旧競技場付近）

(2) 所管換する区域面積

約 5 7 0 ヘクタール

内 訳 北側地区 約 5 6 7 ヘクタール

旧競技場付近 約 3 ヘクタール

(3) 所管換する国有財産(土地・建物)の区分

現 在 分類：行政財産 種類：皇室用財産

所管換後 分類：行政財産 種類：公共用財産

(4) 区域の概況

北側地区

那須御用邸用地内を横断している県道344号線（湯本・大島線）以北の部分を指し、大半が国立公園に指定されている。

この区域内は、ブナやミズナラの自然林、自然性の高い二次林、以前放牧場として利用されていた所が見られるほか、いくつかの温泉源や河川等も存在しており、豊かな自然に恵まれている。

なお、この区域内には清森亭（木造）が存在する。

旧競技場付近

那須御用邸用地西側にあり、現在那須町に競技場敷として使用許可を行っている部分の周辺を指し、全域が国立公園内にある。

この区域内には、競技場敷のほか「那須いこいの家」（那須町の施設）等が存在している。

(5) 所管換予定時期

平成19年度内

3 所管換後の利用

環境省では、所管換を受ける区域について、次のように利用する方向で平成19年度から具体的な構想策定等を進める予定である。

- (1) 当該区域の自然環境を活かして、自然にふれあえる場として多くの国民に利用していただけるように、自然観察や自然体験活動などの利用形態を念頭において国立公園の利用施設を整備する。
- (2) これまで栃木県立博物館が実施してきた調査結果も踏まえて、当該区域を環境省の「モニタリングサイト1000」（参考資料4参照）のモニタリングサイトとして位置付け、動植物やその生息・生息環境の長期的なモニタリングを実施する。

構想策定等に当たっては、日光国立公園那須地域全体を視野に入れるとともに、有識者の意見等も得ながら実施することとする。また、構想策定、整備実施等に関しては、宮内庁、栃木県、同県立博物館、那須町等の関係機関とも連携して行うこととする。

